

群馬県市町村会館管理組合職員の地域手当の支給に関する規則

平成20年2月25日

規則第1号

(趣旨)

第一条 地域手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(給与条例第十四条の二の規定による地域手当)

第二条 群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（平成十六年群馬県市町村会館管理組合条例第一号。以下「給与条例」という。）第十四条の二第一項の規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

(支給方法)

第三条 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(端数計算)

第四条 給与条例第十四条の二第二項の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。給与条例第二十条、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十七条第二項第一号及び第三項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。

(その他)

第五条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第二条関係）

都道府県	支給地域
群馬県	前橋市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成20年4月1日においてこの名称を有する地域の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるこの名称の変更又はこの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。